# 平成３０年度
# 意匠審査の質についての
# ユーザー評価調査報告書

**平成３１年４月**
**特許庁**

## 目次


**１．はじめに** ..... 2

**２．本調査の概要** ..... 3

（１）本調査の目的 ..... 3

（２）調査方法 ..... 3

（３）調査票 ..... 3

（４）調査対象 ..... 4

（５）回答率 ..... 4

**３．集計結果** ..... 6

（１）意匠審査全般の質に関する（Ａ票）の集計結果 ..... 6

①意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について ..... 6

②意匠審査の質に関する個別項目の評価について ..... 7

③他国特許庁との比較について ..... 12

④意匠審査の質に関するコメントについて ..... 14

（２）特定の意匠登録出願における審査の質に関する調査（Ｂ票）の集計結果 ..... 15

①特定の案件に対する意匠登録審査に関する審査の質の評価について ..... 15

②特定の意匠登録出願に対する意匠審査の質に満足している理由について ..... 17

③特定の意匠登録出願に対する意匠審査の質に不満がある理由について ..... 19

④特定の出願に対する最終処分別評価 ..... 21

**４．集計分析** ..... 25

（１）分析手法 ..... 25

（２）分析結果 ..... 25

（３）解析結果 ..... 27

①優先して取組むべき項目 ..... 27

②昨年度からの取組に対する効果 ..... 27

**５．今後のユーザー評価調査に向けて** ..... 29

（付録）平成３０年度調査票 ..... 30

## １．はじめに

国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引維持を図る上で重要です。そして、質の高い意匠権を設定するには、意匠審査において、ユーザー（出願人や権利を行使される第三者等）のニーズや期待を適切に把握した上で、意匠審査の質の維持・向上に取り組んでいくことが重要です。

このような認識のもと、特許庁は、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「意匠審査に関する品質ポリシー」（以下、「品質ポリシー」といいます。）を平成２６年８月に公表しました。当該品質ポリシーでは、品質管理の６つの基本原則の１つに、「幅広いニーズや期待に応えます」と掲げております。

また、意匠審査の品質検証のための取組を着実に実施するためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そのため、特許庁では、特許分野において平成２４年度よりユーザー評価調査を開始し、意匠分野においても同様の取組を平成２７年度から実施し、調査結果の品質管理施策への反映に努めています。

４年目となる平成３０年度の調査では、意匠審査についての具体的なニーズや期待についての経年変化を把握しやすくなるよう、調査手法に改善を加えております。

本調査結果は、多くのユーザーの協力の下に得られた貴重な情報であることから、特許庁は、本調査結果に基づいて、審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組んでまいります。

以下、本調査結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告をします。

## ２．本調査の概要

### （１）本調査の目的

本調査は、意匠審査の改善点を、ユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的としています。

### （２）調査方法

調査票の配布・回収については、表１のように選定した調査対象者へ電話連絡または電子メールにより調査への協力を依頼し、電子メールまたは郵送により下記（３）の調査票を送付しました。

回答期間は約１か月半とし、この期間内での回答の記入及び返送を依頼しました。

**【表1】 調査対象者･調査対象案件の選定方法**

| 項　目 | | 内　容 |
|---|---|---|
| 調査対象者 | 国内出願 | 平成２８～２９年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の内国出願人 |
| | 外国出願 | 平成２８～２９年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の在外出願人 |
| 個別出願の意匠審査についての調査対象案件の抽出方法 | | 調査対象者による意匠登録出願のうち、１～２年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、調査対象者の任意により抽出 |
| 調査対象者数 | | 合計３４８者 |

### （３）調査票

本年度も以下の表２の通り、２種類の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

**【表2】 2種の調査票**

| | | |
|---|---|---|
| A票 | 意匠審査全般の質についての調査 | 各対象者に一部ずつ配付 |
| B票 | 特定の出願における意匠審査の質についての調査 | 各対象者に一部ずつ配付 |

なお、A票については、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

調査票における各項目の内容に応じて、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の５段階評価にて回答を依頼しました。

また、５段階評価では、「不満」または「比較的不満」の場合にその理由の記入を依頼しました。

### （４）調査対象

調査対象者は、意匠登録出願に係る出願人（在外出願人の場合は、代理人）とし、抽出条件や規模については、表１に記載のとおりです。

### （５）回答率

調査票の回答率は、以下のとおりです。

Ａ票回答率：91.4%（回答数：３１８件（内国出願人２６２件、在外出願人４６件、無記名１０件））

Ｂ票回答率：64.7%（回答数：２２５件（内国出願人１８７件、在外出願人３６件、無記名２件））

《参考：前年度の回答率》

Ａ票回答率：88.6%（回答数：３１２件（内国出願人２５９件、在外出願人４３件、無記名１０件））

Ｂ票回答率：69.6%（回答数：２４５件（内国出願人２０４件、在外出願人３１件、無記名１０件））

なお、Ｂ票の回答率がＡ票回答率よりも低くなっていますが、Ｂ票については、回答可能な場合は特定の出願を回答者に選んで記載をしてもらう、任意形式としたことに起因していると考えられます。

**【表3】 調査票の回答結果**

| | 配付済 | 回答済み | 回答率 | (参考)<br>平成 29 年度<br>回答率 | (参考)<br>平成 28 年度<br>回答率 |
|---|---|---|---|---|---|
| A票 | 348 件 | 318 件 | 91.4% | 88.6% | 84.7% |
| B票 | 348 件 | 225 件 | 64.7% | 69.6% | 52.1% |

**【表4】** 内国出願人及び在外出願人における回収結果 A 票(括弧内は昨年度)

| | 内国出願人 | 在外出願人 | 無記名 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| アンケート送付件数 | 297 | 51 | ― | 348 (352) |
| アンケート回収件数 | 262 | 46 | 10 | 318 (312) |
| 回収率 | 88.2% | 90.2% | - | 91.4%(88.6%) |

【表5】 内国出願人及び在外出願人における回収結果 B 票(括弧内は昨年度)

| | 内国出願人 | 在外出願人 | 無記名 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| アンケート送付件数 | 297 | 51 | ― | 348 (352) |
| アンケート回収件数 | 187 | 36 | 2 | 225 (245) |
| 回収率 | 63.0% | 70.6% | - | 64.7%(69.6%) |

【表6】 内国出願人の企業規模別回答結果

| | 大企業 | 中小企業 [1] | 合計 |
|---|---|---|---|
| アンケート送付件数 | 235 | 62 | 297 |
| アンケート回収件数 | 214 | 53 | 267 |
| 回収率 | 91.1% | 87.1% | 90.2% |

A 票回答者の意匠分類グループは以下の表 6 に記載のとおりです。

【表7】A票回答者の意匠分類グループ内訳

| 属性 | | A票 | |
|---|---|---|---|
| | 意匠分類グループ [2] | 回答者数 | 割合 |
| 内国出願人 | A 製造食品及び嗜好品 | 2 | 0.8% |
| | B 衣服及び身の回り品 | 15 | 5.7% |
| | C 生活用品 | 21 | 8.0% |
| | D 住宅設備用品 | 18 | 6.9% |
| | E 趣味娯楽用品及び運動競技用品 | 6 | 2.3% |
| | F 事務用品及び販売用品 | 33 | 12.6% |
| | G 運輸又は運搬機械 | 26 | 9.9% |
| | H 電気電子機械器具及び通信機械器具 | 47 | 17.9% |
| | J 一般機械器具 | 30 | 11.5% |
| | K 産業機械器具 | 22 | 8.4% |
| | L 土木建築用品 | 32 | 12.2% |
| | M A～L に属さないその他の基礎製品 | 10 | 3.8% |
| 在外出願人 | | 46 | - |
| 無記名 | | 10 | - |
| 合計 | | 318 | 100.0% |

[1]中小企業基本法第 2 条第 5 項を基礎として、資本金の額が 3 億円以下並びに従業員数が 300 人以下を中小企業としてカウントしています。

[2] 調査対象者である国内出願人が複数の意匠分類グループに出願している場合、平成 27 年～28 年に最も出願件数の多かった意匠分類グループにカウントしています。

## ３．集計結果

### （１）意匠審査全般の質に関する（Ａ票）の集計結果

#### ①意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

表８及び図１[3]は、平成 27 年度の調査開始時からの意匠審査の質全般についての評価について、５段階評価を集計したものです。

今年度は「満足」と「比較的満足」の評価（以下、上位評価）を合わせると 59.5%となり、昨年度の割合(58.0%)から 1.5 ポイント上がりました。また、「不満」と「比較的不満」の評価（以下、下位評価）の割合は 3.5%であり、昨年度の割合(3.2%)から 0.3 ポイント上がりました。

【表８】 全体評価

| ５段階評価 | 回答数 | 割合 | （参考）平成 29 年度回答数 | 割合 | （参考）平成 28 年度回答数 | 割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 満足 | 43 | 13.6% | 36 | 11.5% | 39 | 14.6% |
| 比較的満足 | 145 | 45.9% | 145 | 46.5% | 124 | 46.4% |
| 普通 | 117 | 37.0% | 121 | 38.8% | 96 | 36.0% |
| 比較的不満 | 11 | 3.5% | 9 | 2.9% | 8 | 3.0% |
| 不満 | 0 | 0.0% | 1 | 0.3% | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 2 | － | 0 | － | 16 | － |
| 合計 | 318 | 100.0% | 312 | 100.0% | 283 | 100.0% |

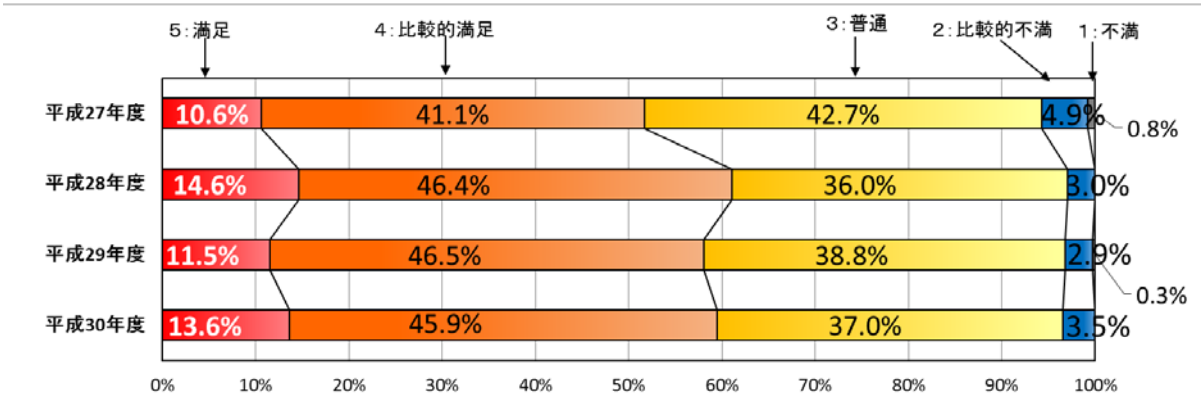


図１　意匠審査の質全般

[3] 当報告書においては、「やりとりを行なった経験がない／わからない」という回答を除いて各回答割合を示しています。

## ②意匠審査の質に関する個別項目の評価について[4]

昨年度と同様に、意匠審査に関する７つの個別項目（「拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ」（以下、『拒絶理由通知等の記載』）、「拒絶査定の記載の分かりやすさ」（以下、『拒絶査定の記載』）、「判断の均質性について」（以下、『判断の均質性』）、「サーチ（先行意匠調査）」（以下、『先行意匠調査』）、「意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル」（以下、『専門知識レベル』）、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」（以下、『コミュニケーション』）、「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願」（以下、『国際意匠登録出願』））について伺いました。

昨年度よりも評価の上がった項目が多い中、上位評価の割合が増加したのは以下の項目でした。特に、『判断の均質性』、『専門知識レベル』、『国際意匠登録出願』に関して、その満足度が大きく向上しました。

『拒絶査定の記載』:+0.4 ポイント、
『判断の均質性』:+5.8 ポイント、
『専門知識レベル』：+5.2 ポイント
『先行意匠調査』:+1.2 ポイント、
『コミュニケーション』：+2.2 ポイント
『国際意匠登録出願』：+18.8 ポイント

一方で、上位評価の割合が減少したのは以下の項目です。
『拒絶理由通知等の記載』:-0.4 ポイント

また、下位評価の割合が減少したのは以下の項目です。
『拒絶理由通知等の記載』:-2.9 ポイント、
『拒絶査定の記載』:-1.4 ポイント、
『判断の均質性』:-3.9 ポイント、
『コミュニケーション』:-0.4 ポイント
『国際意匠登録出願』:-5.0 ポイント

なお、『先行意匠調査』と『専門知識レベル』の下位評価については昨年度より僅かに増えました。

[4]「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計をしました。

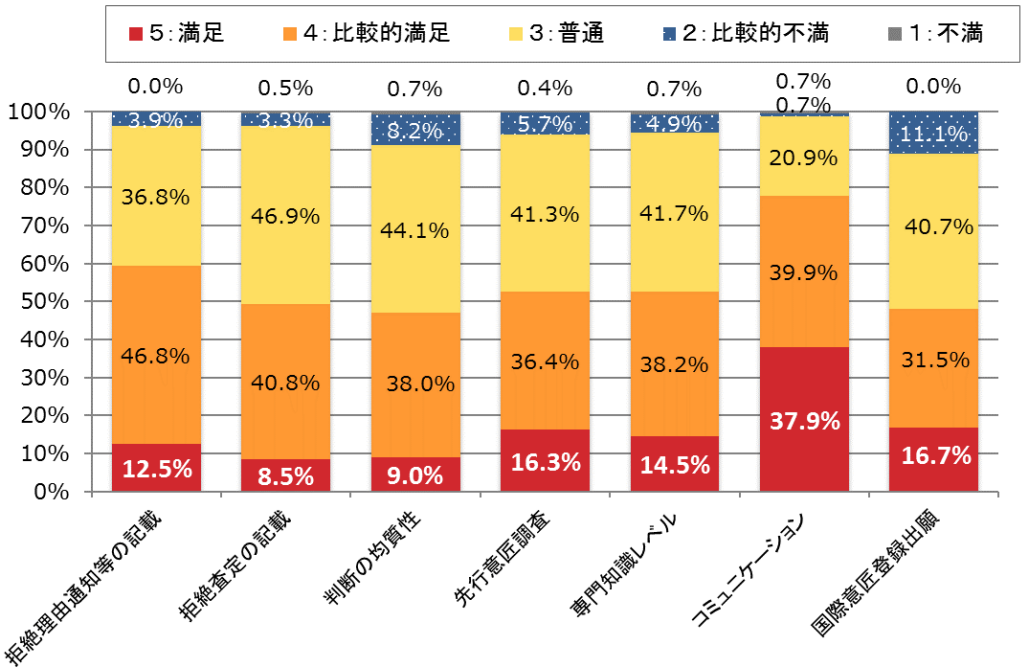


図２　個別項目への評価の割合

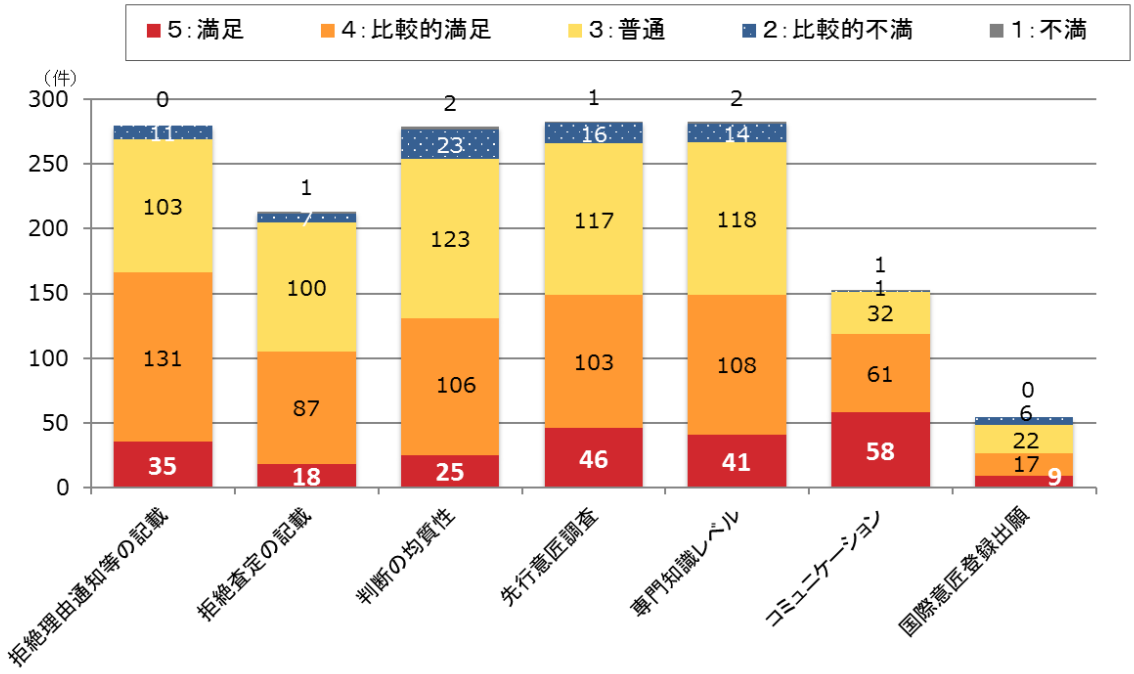


図３　個別項目への評価の度数分布

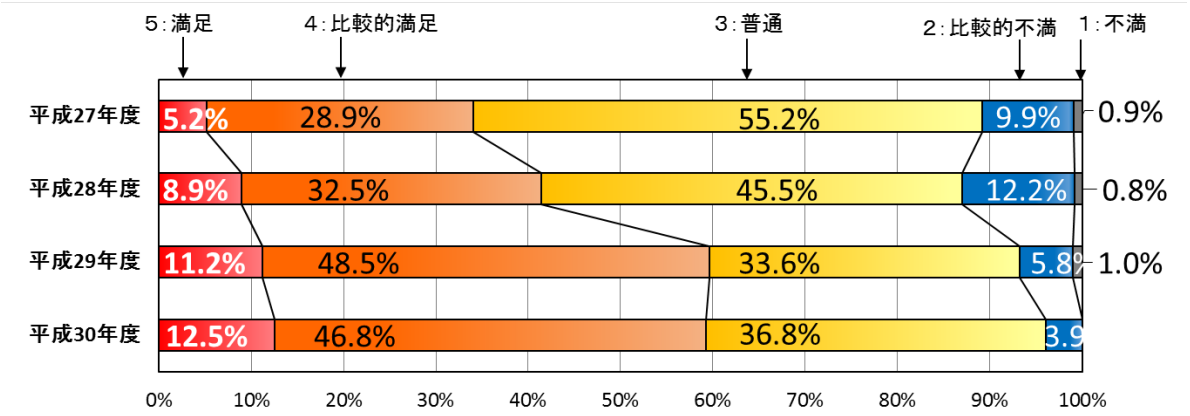


図４　拒絶理由通知等の記載

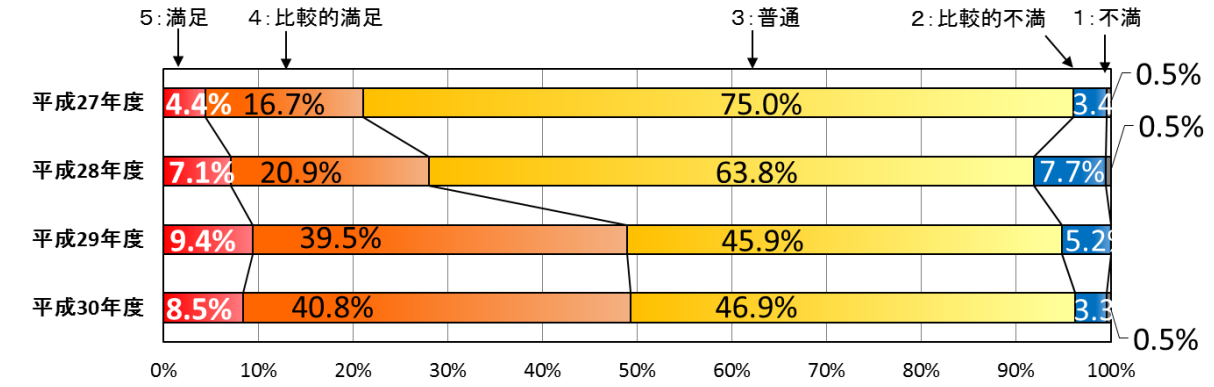


図５　拒絶査定の記載

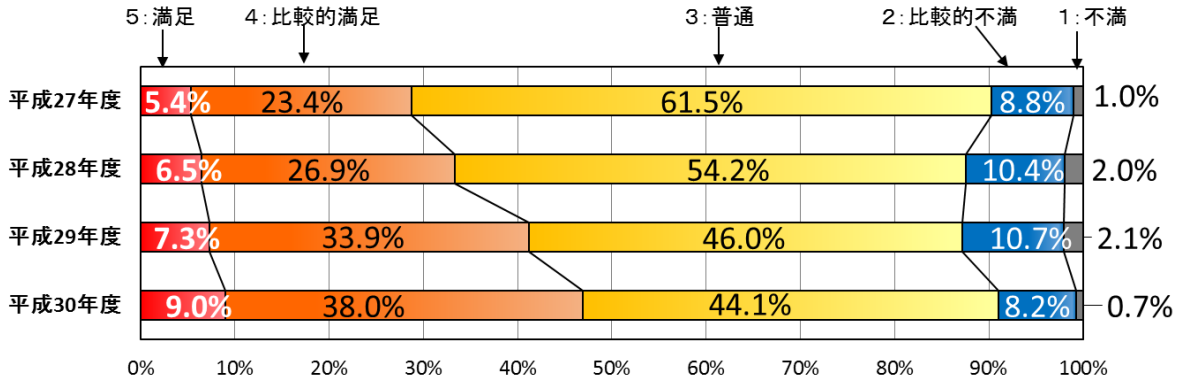


図６　判断の均質性

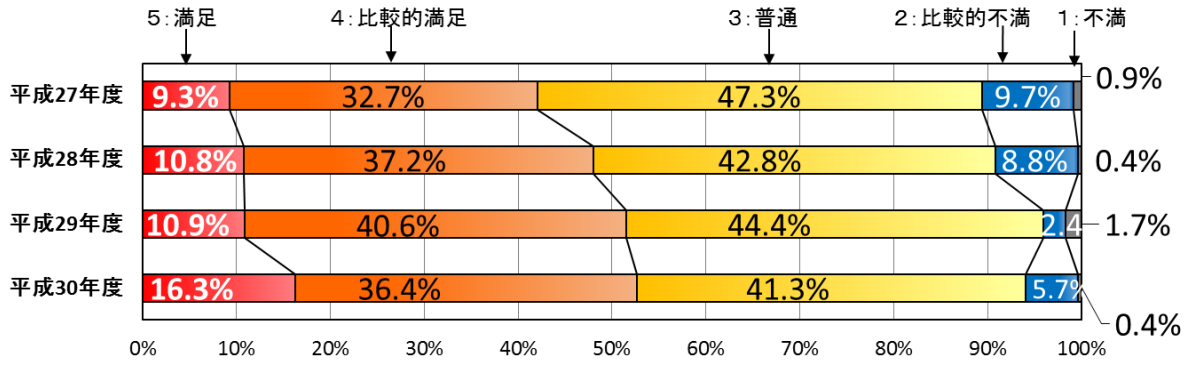


図７　先行意匠調査

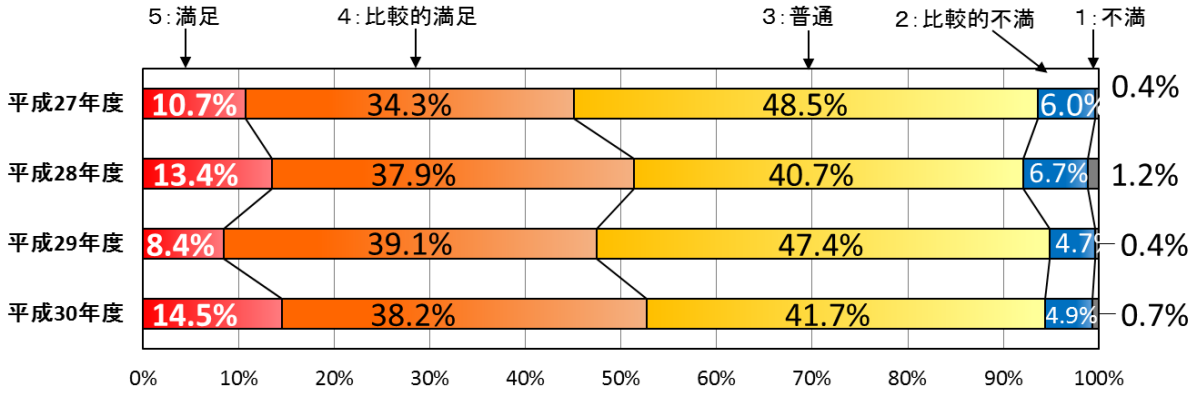


図８　専門知識レベル

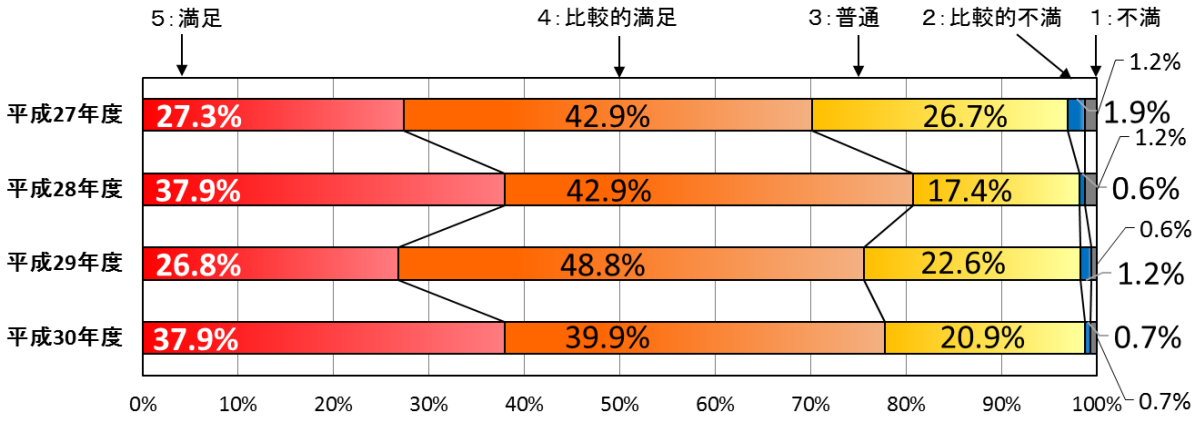


図９　コミュニケーション

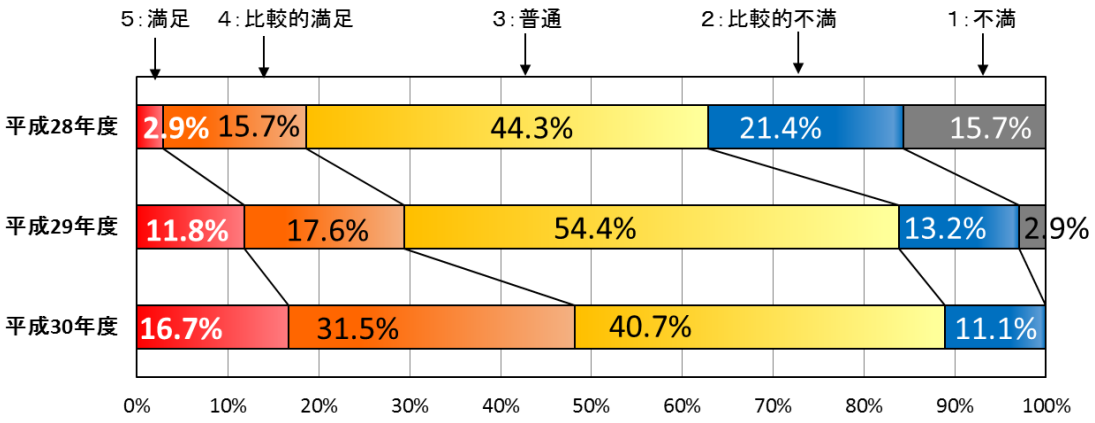


図１０　国際意匠登録出願

### ③他国特許庁との比較について

（ｉ）他国特許庁よりも優れていると感じる点

表９は、意匠審査の質に関して、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点について集計したものです。

「実体審査の実施」の項目に対する回答が最も多くなり、次いで「サーチ（先行意匠調査）」の項目が多くなりました。

【表９】 他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点

| 有効回答 | 回答数 |
|---|---|
| 実体審査の実施 | 13 |
| 拒絶理由通知書の分かりやすさ | 7 |
| 判断の均質性 | 9 |
| サーチ（先行意匠調査） | 10 |
| 審査官の物品分野等に関する専門知識レベル | 5 |
| 電話、面接等による審査官とのコミュニケーション | 9 |
| その他 | 5 |
| 他国の特許庁で審査を受けた経験がない/わからない | 3 |

（ⅱ）他国の特許庁が優れていると感じる点

他国特許庁よりも日本国特許庁が優れているとした（ｉ）の回答数と比較すると、非常に少ない回答数となりました。

【表１０】 日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点がある国

| | USPTO | KIPO | 台湾 |
|---|---|---|---|
| 回答数 | 3 | 3 | 2 |

【表11】 日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点

| | 回答数 | | |
|---|---|---|---|
| | USPTO | KIPO | 台湾 |
| 拒絶理由通知書の分かりやすさ | 1 | 0 | 1 |
| 判断の均質性 | 1 | 0 | 0 |
| サーチ（先行意匠調査） | 1 | 1 | 0 |
| その他 | 0 | 2 | 1 |

## ④意匠審査の質に関するコメントについて

図１１は、意匠審査に関する全体としての質及び個別項目の質の自由記載欄におけるコメントの件数を集計したものです。『コミュニケーション』に関するコメントが最も多く（40 件）、次に『判断の均質性』に関するコメント（34 件）、『拒絶理由通知等の記載』に関するコメント（30 件）という順になりました。

『コミュニケーション』に対しては肯定的な意見が多く寄せられましたが、『拒絶理由通知の記載』、『判断の均質性』に対しては要望や否定的意見も寄せられました。

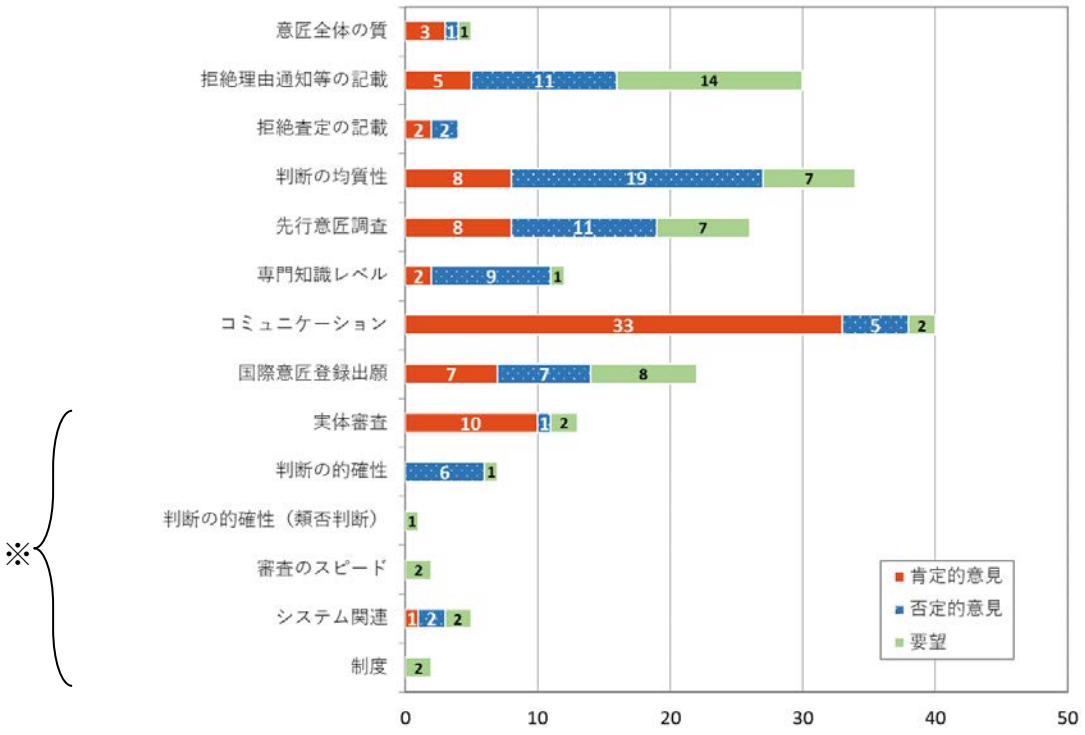


※A 票の評価項目以外についていただいたコメント

**図１１　意匠審査の質全般及び項目別のコメント種別件数分布**

## （２）特定の意匠登録出願[5]における審査の質に関する調査（Ｂ票）の集計結果

特定の出願における意匠登録出願の質について、ここ１～２年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、審査の質に関してお答えいただける場合に、回答者自らが案件を選択し、出願番号または登録番号と、その意匠に係る物品を記入の上、回答いただきました。

### ①特定の案件に対する意匠登録審査に関する審査の質の評価について

表１２は、調査対象となった特定の意匠登録出願における審査について、全体としてどのように感じているか、５段階評価を集計したものです。調査対象となった意匠登録出願に関する審査の質の評価において、「普通」以上の評価の割合は 80.3%（前年度から 1.4 ポイント上昇）であり、そのうち、上位評価の割合が 62.9%と過半数を占めました。

一方において、下位評価割合は 19.6%(前年度から 1.5 ポイント減少)です。具体的な評価としては図２６に表されるとおり、拒絶理由通知等の記載や、コミュニケーションに関する肯定的な評価が多かったことから、特定の意匠登録出願における審査の質に対する上位評価が上昇したものと考えられます。

**【表12】 特定案件に関する意匠審査の質**

| ５段階評価 | 回答数 | 割合 | (参考)<br>平成29年度<br>回答数 | 割合 | (参考)<br>平成28年度<br>回答数 | 割合 | (参考)<br>平成27年度<br>回答数 | 割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 満足 | 76 | 33.9% | 83 | 34.3% | 53 | 30.8% | 42 | 29.2% |
| 比較的満足 | 65 | 29.0% | 69 | 28.5% | 50 | 29.1% | 40 | 27.8% |
| 普通 | 39 | 17.4% | 39 | 16.1% | 27 | 15.7% | 21 | 14.6% |
| 比較的不満 | 33 | 14.7% | 42 | 17.4% | 32 | 18.6% | 32 | 22.2% |
| 不満 | 11 | 4.9% | 9 | 3.7% | 10 | 5.8% | 9 | 6.3% |
| 無回答 | 1 | - | 3 | － | 2 | － | － | － |
| 合計 | 225 | 100.0% | 245 | 100.0% | 174 | 100.0% | 144 | 100.0% |

[5] 意匠のユーザー評価調査では、Ｂ票における調査対象案件は回答者自らが自己の出願案件から選び、回答していただきました。

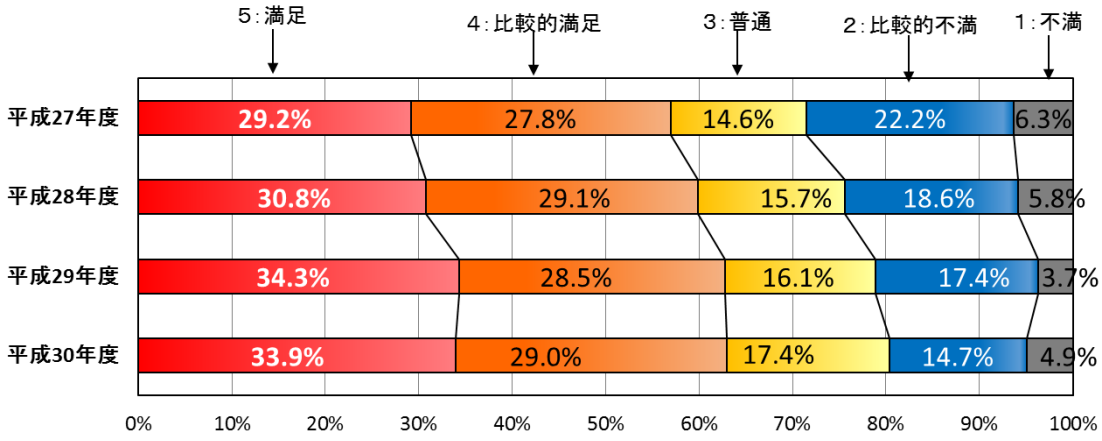


図１２　特定の出願における意匠審査の質

図１３は、特定の案件に関する審査の質に対し、自由記載欄にいただいたコメントの件数を集計したものです。

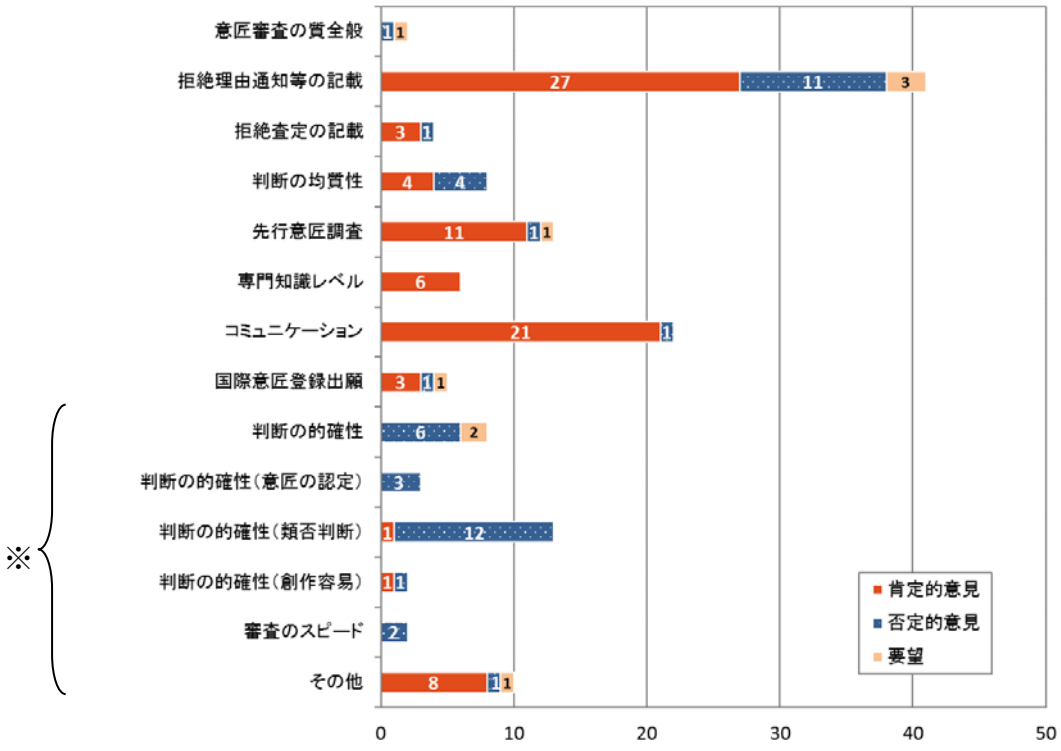


※B 票の評価項目以外についていただいたコメント

図１３　特定の出願に対するコメント種別件数分布

### ②特定の意匠登録出願に対する意匠審査の質に満足している理由について

今年度の回答数（266 件）は、昨年度の回答数（224 件）と比較して大きく上昇しました。また、『拒絶理由通知の分かりやすさ』に関する上位評価回答数が大きく伸びました（昨年は、拒絶理由通知／拒絶査定の記載のわかりやすさ、の合計が 68 件）。

特定の出願における意匠審査に対する上位評価の意見としては『拒絶理由通知／拒絶査定の記載の分かりやすさ』に関する意見が最も多く（合計で 92 件）、判断理由が明確に記載されていることに加え、手続補正書等の以降の手続きが具体的でありその後の対応がわかりやすい、といった意見が寄せられました。

**【表13】 特定の出願における審査の質について「満足」及び「比較的満足」の回答数**

| 項目 | 回答数 | 割合 | コメント数 |
|---|---|---|---|
| 拒絶理由通知記載の分かりやすさ | 81 | 30.5% | 39 |
| 拒絶査定の記載の分かりやすさ | 11 | 4.1% | 6 |
| 判断の均質性について | 41 | 15.4% | 14 |
| サーチの的確性について | 57 | 21.4% | 22 |
| 専門知識レベル | 28 | 10.5% | 15 |
| コミュニケーション | 33 | 12.4% | 24 |
| その他 | 15 | 5.6% | 15 |
| 合計 | 266 | 100.0% | 135 |

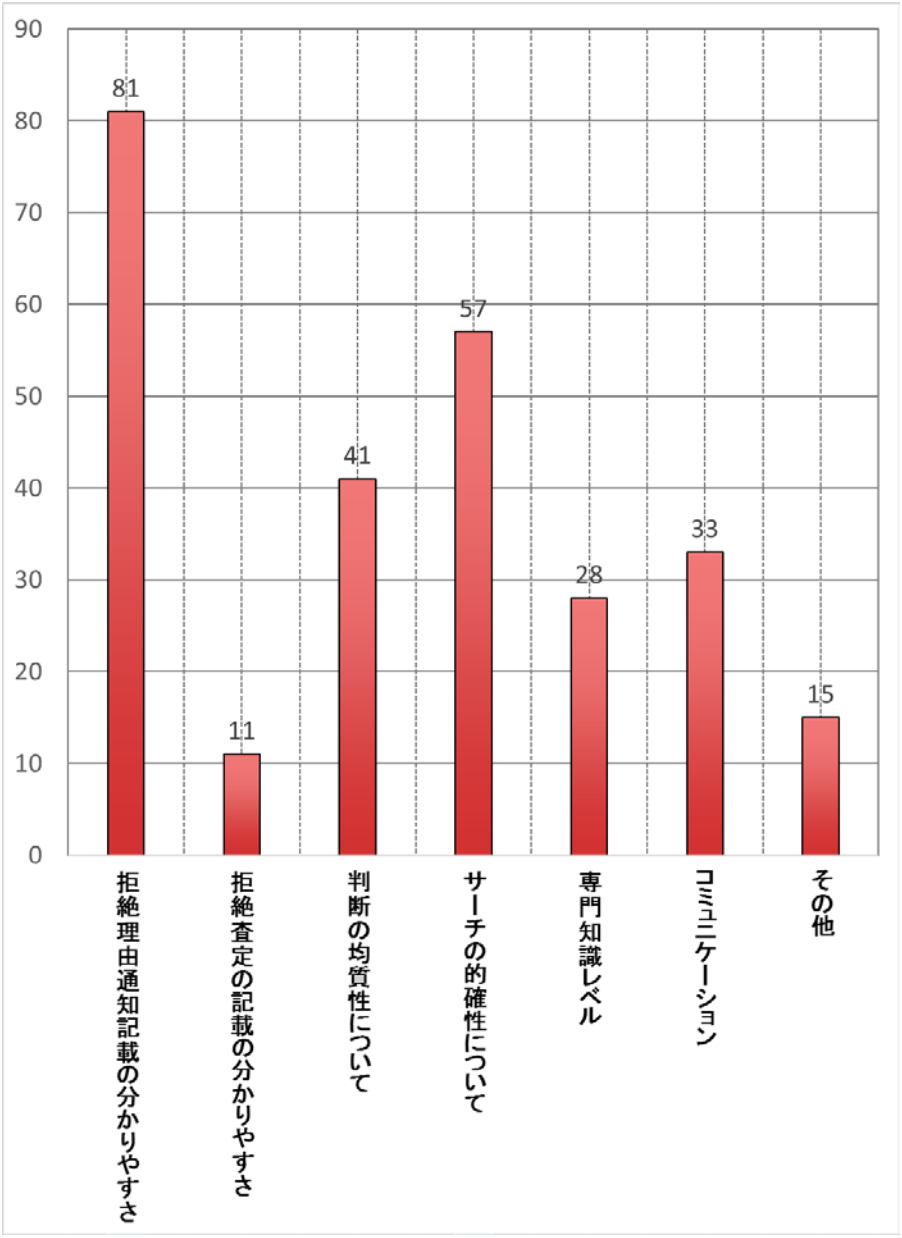


図１４　特定の出願における意匠審査のコメント種別件数分布（満足・比較的満足）

### ③特定の意匠登録出願に対する意匠審査の質に不満がある理由について

上位評価に関する回答数（266 件）に対して、下位評価に関する回答数はその半分以下（82 件）であり、特定の出願に対する下位評価のコメントについても、昨年度より減少しました（91 件→82 件）。

また、個別の項目については、昨年度と同様『拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない』に回答数及びコメントが寄せられています（コメント：19 件）。

表１４及び図１５は、調査対象となった特定の意匠登録出願における審査の質について不満がある（５段階評価で「不満」「比較的不満」）と評価した回答数について、その案件に対する処理との関係を示したものです。

**【表14】 特定の出願における意匠審査の質について「不満」・「比較的不満」と回答した項目及びその処理**

| 不満がある理由 | 拒絶理由通知 | 登録査定 | 拒絶査定 | コメント総数 | （平成29年度）拒絶理由通知 | （平成29年度）登録査定 | （平成29年度）拒絶査定 | （平成29年度）コメント総数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない | 15(32%) | 1(13%) | 4(15%) | 19 | 21(32.3%) | 0(0.0%) | 2(5.6%) | 20 |
| 拒絶査定に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない | － | － | 7(26%) | 6 | — | — | 9(25.0%) | 7 |
| 工業上の利用可能性、「意匠」に該当するか否か（第3条1項柱書）に関する説明が十分ではない | 2(4%) | 0(0%) | 0(0%) | 2 | 1(1.5%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 1 |
| 新規性を欠いている理由についての説明が十分ではない | 4(9%) | 0(0%) | 4(15%) | 8 | 3(4.6%) | 0(0.0%) | 6(16.7%) | 7 |
| 創作性を欠いている理由についての説明が十分ではない | 1(2%) | 1(13%) | 2(7%) | 3 | 8(12.3%) | 0(0.0%) | 6(16.7%) | 12 |
| 創作性における判断の基礎となる資料が必要以上に多く提示されている | 0(0%) | 0(0%) | 0(0%) | 0 | 4(6.2%) | 0(0.0%) | 2(5.6%) | 4 |
| サーチ範囲・サーチ結果に不満がある | 1(2%) | 1(13%) | 2(7%) | 4 | 7(10.8%) | 0(0.0%) | 3(8.3%) | 7 |
| 登録公報に掲載された参考文献が必要以上に多く提示されている | － | 0(0%) | － | 1 | — | 0(0.0%) | — | 0 |
| 登録公報に掲載された参考文献が少なすぎる | － | 0(0%) | － | 1 | — | 1(25.0%) | — | 1 |
| 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションに不満がある | 0(0%) | 0(0%) | 0(0%) | 0 | 1(1.5%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 1 |
| その他 | 24(51%) | 5(63%) | 8(30%) | 38 | 20(30.8%) | 3(75.0%) | 8(22.2%) | 31 |
| 合計件数（割合） | 47(100.0%) | 8(100.0%) | 27(100.0%) | 82 | 65(100.0%) | 4(100.0%) | 36(100.0%) | 91 |

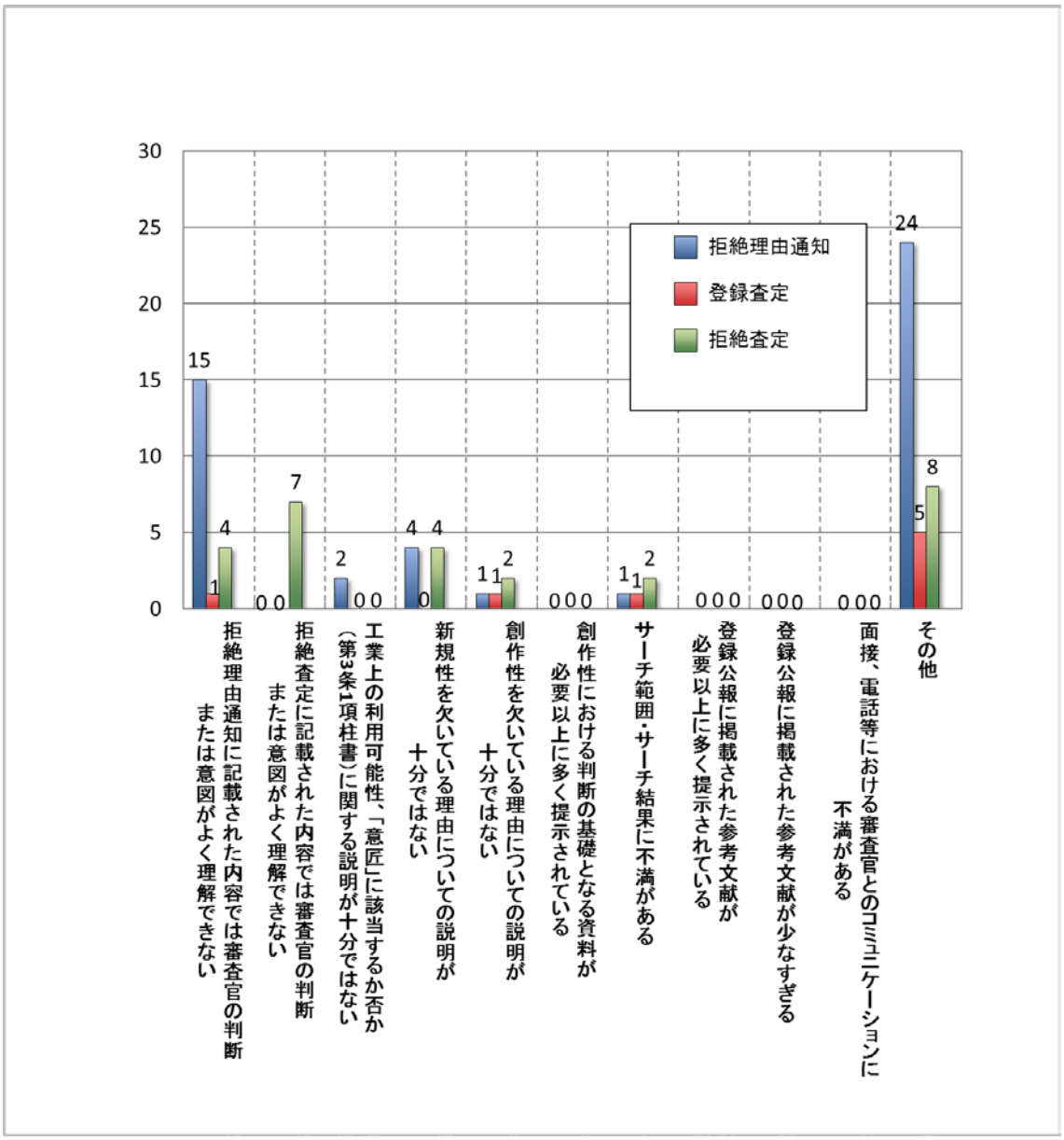


図１５　特定の出願における意匠審査のコメント種別件数分布（比較的不満・不満）

### ④特定の出願に対する最終処分別評価

表１５から表１７は、調査対象となった特定の意匠登録出願についての評価（全体評価）を、最終処分別に集計したものです。

「即登録査定」案件については「満足」の割合が 38.6%となり、前年度(31.9%)より 6.7 ポイント上昇しました。ただし、上位評価の割合が 62.9%となり、前年度（65.2%）から 2.3 ポイント減少しました。また、下位評価の割合（7.2%）が前年度（4.3%）より 2.9 ポイント上昇しました。

「意見後登録査定」案件については上位評価の割合が 72.5%となり、前年度（70.6%）から 1.9 ポイント上昇しました。また、下位評価の割合（19.4%）は前年度（18.7%）より 0.7 ポイント上昇しました。

「拒絶査定」案件については上位評価の割合が 49.0%となり、前年度（34.8%）から 14.2 ポイント上昇し、下位評価の割合（38.8%）は前年度（60.8%）より 22.0 ポイント減少しました。

上位評価割合が、即登録の場合よりも拒絶理由通知後の意見書の主張が採用された場合のほうが高くなっています。その理由としては、意見書の主張が採用されたことだけではなく、拒絶理由通知書の記載が分かりやすかったこと、特に補正に関する指示が的確であったこと及び審査官とのコミュニケーションがスムーズに行えたこと等が挙げられます。また、拒絶査定の場合に対する上位評価割合が高いことも特徴として挙げられます。その理由としては、拒絶査定に至るまでの審査官とのコミュニケーションに満足したことが挙げられます。

ここでは最終処分別について、以下の３種類に分けて集計を行いました。

「即登録査定」案件　：拒絶理由が通知されることなく、登録査定がなされた案件。
「意見後登録査定」案件：拒絶理由が通知されたものの、その後、意見書や手続補正書の提出により当該理由が解消されたことによって、登録査定がなされた案件。
「拒絶査定」案件　　：拒絶査定がなされた案件。

## 【表15】 登録査定案件に対する評価

| 5段階評価 | 回答数 | 割合 | （参考）平成29年度の回答数 | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 満足 | 27 | 38.6% | 22 | 31.9% |
| 比較的満足 | 17 | 24.3% | 23 | 33.3% |
| 普通 | 21 | 30.0% | 21 | 30.4% |
| 比較的不満 | 2 | 2.9% | 2 | 2.9% |
| 不満 | 3 | 4.3% | 1 | 1.4% |
| 無回答 | 0 | － | 1 | ― |
| 合計 | 70 | 100.0% | 70 | 100.0% |

## 【表16】 意見後登録査定案件に対する評価

| 5段階評価 | 回答数 | 割合 | （参考）平成29年度の回答数 | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 満足 | 39 | 39.8% | 37 | 36.3% |
| 比較的満足 | 32 | 32.7% | 35 | 34.3% |
| 普通 | 8 | 8.2% | 11 | 10.8% |
| 比較的不満 | 14 | 14.3% | 17 | 16.7% |
| 不満 | 5 | 5.1% | 2 | 2.0% |
| 無回答 | 1 | － | 1 | ― |
| 合計 | 99 | 100.0% | 103 | 100.0% |

## 【表17】 拒絶査定案件に対する評価

| 5段階評価 | 回答数 | 割合 | （参考）平成29年度の回答数 | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 満足 | 10 | 20.4% | 5 | 10.9% |
| 比較的満足 | 14 | 28.6% | 11 | 23.9% |
| 普通 | 6 | 12.2% | 2 | 4.3% |
| 比較的不満 | 16 | 32.7% | 22 | 47.8% |
| 不満 | 3 | 6.1% | 6 | 13.0% |
| 無回答 | 0 | － | 0 | ― |
| 合計 | 49 | 100.0% | 46 | 100.0% |

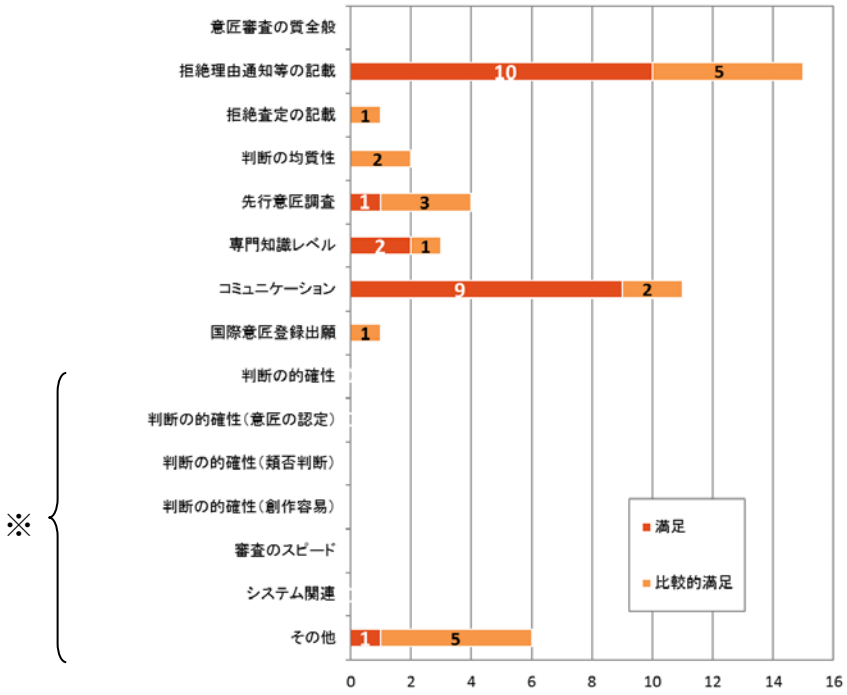


※B 票の項目以外についていただいたコメント

図１６　意見後登録に満足・比較的満足と評価した者の理由度数

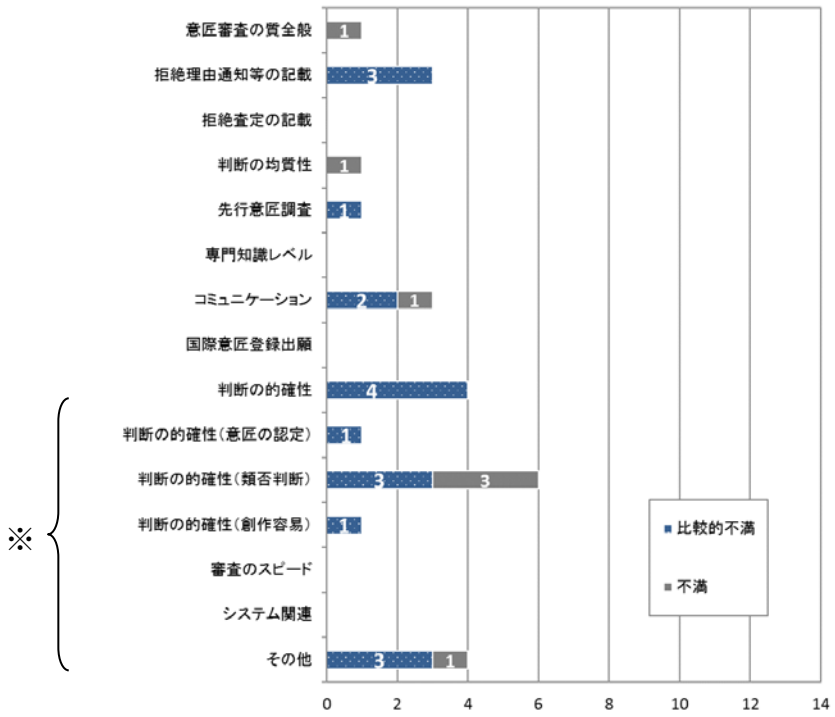


※B 票の項目以外についていただいたコメント

図１７　意見後登録に不満・比較的不満と評価した者の理由度数

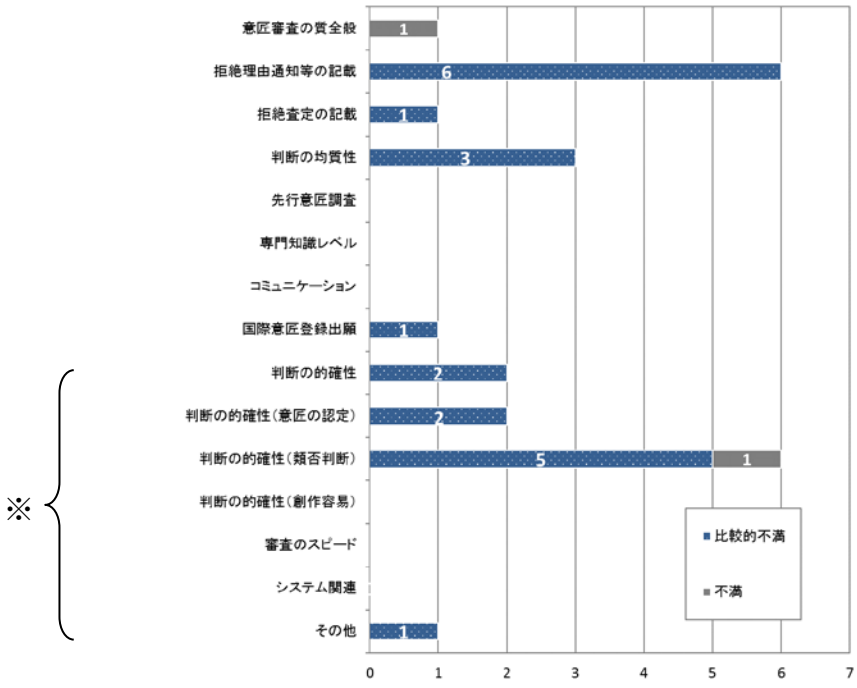


※B 票の項目以外についていただいたコメント

図１８　拒絶査定に不満・比較的不満と評価した者の理由数

## ４．集計分析

### （１）分析手法

意匠審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくにあたり、注力するべき項目を検討するため、個別項目に対する評価の意匠審査の質全般の評価に対する影響について分析しました。分析方法としては、意匠審査の質全般に対する評価と、個別項目の評価との間における相関関係の大きさを示す係数（相関係数）を取得することにより行いました。

### （２）分析結果

① 意匠審査に関する全体評価と個別項目との相関

相関係数が比較的大きい項目は、『先行意匠調査（相関係数 0.69)』、『専門知識レベル（相関係数 0.68)』、『拒絶理由通知の記載（相関係数 0.66)』、『判断の均質性（相関係数 0.64)』となっています。これらの項目はここ数年いずれも一定の相関が認められる 0.5 以上を維持しており、全体評価に大きく影響する項目といえます。

『国際意匠登録出願』については、ユーザー評価調査の対象とした平成 28 年度以降、上位評価割合が伸び続けていますが、まだ上位評価割合が他の項目と比較した場合には低く、大きな伸びしろがあると考えられます。なお、『国際意匠登録出願』について上位評価割合が増加した理由として、例えば優先権証明書を我が国特許庁へ提出する手続について、柔軟な運用を行ったこと、意匠審査基準を改訂し、図面等の要件を緩和したことが影響していると考えられます。

② 評価割合の増減

６つの個別項目（『拒絶査定の記載』、『判断の均質性』、『先行意匠調査』『専門知識レベル』、『コミュニケーション』、『国際意匠登録出願』、）の上位評価割合は上がりましたが（図５～図８、図１０参照)、『先行意匠調査』に関する下位評価割合が 2 ポイント上がりました。また、増減に変化は見られないものの、『判断の均質性』については下位評価割合が大きく、これが評価の平均値が低いことに影響しているものと考えられます。

次の表１８及び図１９は、各個別項目の評価の平均（「満足」を５、「比較的満足」を４、「普通」を３、「比較的不満」を２、「不満」を１としています。）と個別項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

## 【表18】 個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数 [6]

| 評価項目 | 評　価（平均） | | 全体評価との相関係数 | |
|---|---|---|---|---|
| | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 |
| 拒絶理由通知等の記載 | 3.66 | 3.63 | 0.66 | 0.67 |
| 拒絶査定の記載 | 3.51 | 3.53 | 0.57 | 0.56 |
| 判断の均質性 | 3.43 | 3.34 | 0.64 | 0.63 |
| 先行意匠調査 | 3.62 | 3.57 | 0.69 | 0.63 |
| 専門知識レベル | 3.59 | 3.50 | 0.68 | 0.61 |
| コミュニケーション | 4.13 | 4.00 | 0.52 | 0.45 |
| 国際意匠登録出願 | 3.48 | 3.22 | 0.43 | 0.39 |

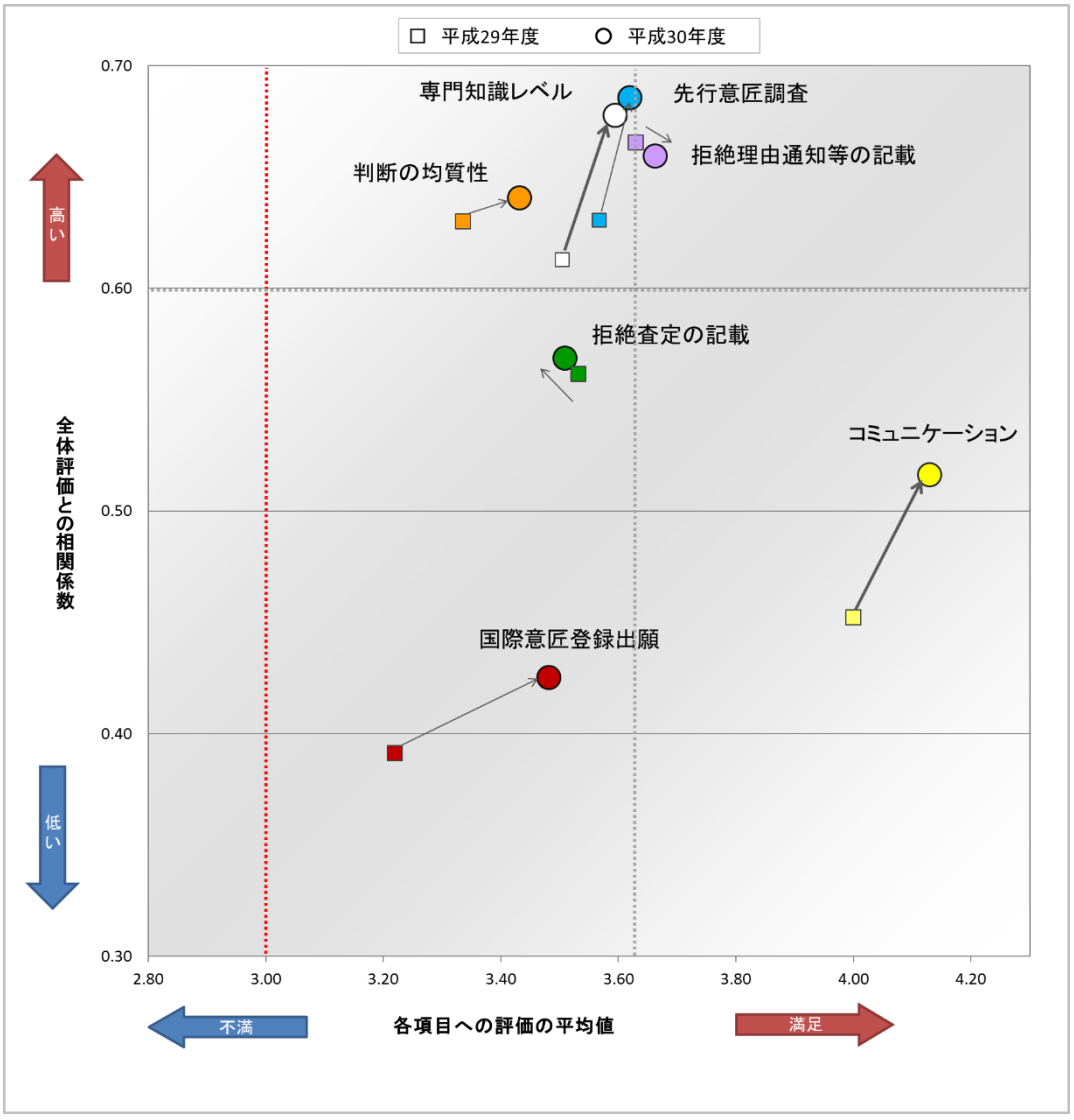


図１９　個別項目の評価と全体評価との相関係数 [7]

[6] 相関係数は１を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

[7] 意匠審査の質に関する個別項目について、横軸を個別項目ごとの評価の平均値、縦軸を全体評価との相関係数として示したものです。当該グラフでは、左方にあるほど評価が低く、また上方にあ

### （３）解析結果

#### ①優先して取組むべき項目

意匠審査に関し、全体評価に比較的大きく影響する項目として、『先行意匠調査』、『判断の均質性』、『専門知識レベル』、『拒絶理由通知の記載』が挙げられます。これらのうち、上位評価割合が僅かながらも下がった『拒絶理由通知の記載』及び、下位評価割合が比較的大きく、評価の平均値が低い『判断の均質性』ついて優先して向上すべき項目として設定しました。これらは、来年度予定している保護対象の拡充を含んだ制度改正に向け、対応すべき項目でもあると考えられます。

そこで『判断の均質性』については審査官間における意匠の認定や、類否判断に関する意見が多かったことから（図１１参照）、向上を目的とし、主な取組として以下を行って参ります。

・平成３０年度、平成３１年度の改訂意匠審査基準の遵守

また、『拒絶理由通知の記載』に関して、分かりやすいとの肯定的なご意見が多く寄せられた一方で（表１３）、「拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない」とのご意見も一定程度寄せられたことから（表１４）、来年度も引き続き、分かりやすい拒絶理由通知を記載することを心がけて参ります。

さらに、『国際意匠登録出願』については、年々上位評価が増加しているものの未だ評価の上昇に伸びしろがみられる状態であることから、主な取組として以下を行って参ります。

・起案前における、決裁者との協議の継続
・英語による文章作成能力の強化を目的とした研修の実施

加えて、『コミュニケーション』については、上位評価割合が例年に引き続き高い水準にあり（77.8%）、寄せられたコメントの多くが肯定的なものでした。

一方において、『コミュニケーション』の上位評価割合を今後も高く維持していくために、面接や電話応対時には引き続き丁寧で明確な対応を心がけ、出願人とのコミュニケーションを積極的に取っていくことを目的とし、主な取組として以下を行って参ります。

・出願人との電話対応あるいは面接の的確な実施
・出張面接審査及びテレビ面接審査の積極的な実施

#### ②昨年度からの取組に対する効果

昨年度の課題として『専門知識レベル』の向上と、『コミュニケーション』の強化を挙げました。このうち、今年度のユーザー評価調査の結果では、『専門知

---

るほど全体評価への影響が大きいことを示しています。

識レベル』の上位評価割合が 52.7%（昨年は 47.5%）に向上したことから、専門知識レベル向上のための取り組みとして行った、

・特許庁幹部や審査室の管理職あるいは担当審査官等様々なレベルによる出願人との直接的な意見交換
・業界団体等との直接的な意見交換
・各種学会、セミナー、シンポジウムへの積極的な参加
・工場見学等の現場実習や庁内における技術研修

の効果があらわれているものと考えます。

また、『コミュニケーション』の上位評価割合は今年度 77.8%（昨年は 75.6%）と向上しました。これは昨年から引き続き意匠審査官が面接や電話応対時に丁寧で明確な対応を心がけ、出願人とコミュニケーションを積極的に行っていることの効果があらわれているものと考えます。

## ５．今後のユーザー評価調査に向けて

ユーザー評価調査は、意匠審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（ＰＤＣＡサイクル)」において、意匠審査業務の評価（ＣＨＥＣＫ）として位置付けられます。すなわち、本調査（ＣＨＥＣＫ）により、意匠審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて限られたリソースの中で重点的に改善する業務を決定（ＡＣＴ）し、これをその後の計画に的確に反映（ＰＬＡＮ）し、当該計画を実践（ＤＯ）する必要があります。

来年度は、我が国がハーグ協定に加盟して４年目を迎えることから、ユーザー評価調査においては、他国の特許庁との比較を含む国際関連の評価（ＣＨＥＣＫ）項目を厚くし、国際関連業務の現状を把握し、重点的に改善する業務を決定（ＡＣＴ）し、これをその語の計画に的確に反映（ＰＬＡＮ）していく予定です。

本調査は、意匠審査の改善点をユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行っていますが、今後も、より的確に皆様からの意見を把握するため、評価をいただく対象者の選定をはじめ、設問の構成や調査票の形式等調査手法をこれまで以上に改良し、平成３１年度以降も調査を行って参ります。

そして、調査対象案件に関する自由記載欄におけるコメント（意見・要望）については、内容を検討・分析し、意匠審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させるとともに、「担当審査官へのフィードバック可」と回答があったものについては、担当審査官へのフィードバック等を行うことにより、引き続き意匠審査の質の向上を図って参ります。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、意匠審査及びその関連業務の継続的な改善を推進して行くことが必要不可欠です。引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

# （付録）平成３０年度調査票

【Ａ票】　　意匠審査全般の質について

＊記名または無記名のいずれの回答を希望するか選択してください。

○　記名で回答する

○　無記名で回答する

＊無記名での回答は、メールアドレス等により回答者が特定される場合であっても、無記名でいただいた回答として集計いたします。

| お名前 | | 企業名 | |
|---|---|---|---|
| ご連絡先（TEL） | | メール | |

＊ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入の上（記名でのご回答を希望された場合のみ）、
下記【１】～【２】の問いに**最近（１年程度）のご経験に基づいて**お答えください。
＊ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただくことがございます。予めご了承ください。
＊ご回答の際、内容について代理人にご相談いただいてもかまいません。

**【１】意匠審査の質一般について**

１．最近(１年程度)の意匠審査の質全般について、どのように感じていますか。

満足 5　比較的満足 4　普通 3　比較的不満 2　不満 1

○　○　○　○　○

２．最近（１年程度）の意匠審査の質に関し、
各項目（１）～（６）の評価についてお答えください。

（１）拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ
（新規性の判断理由、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等）

満足 5　比較的満足 4　普通 3　比較的不満 2　不満 1　やり取りを行なった経験がない / わからない

○　○　○　○　○　○

（２）拒絶査定の記載の分かりやすさ
（出願人の主張に対する回答の明確さ、的確さ等）

満足 5　比較的満足 4　普通 3　比較的不満 2　不満 1　やり取りを行なった経験がない / わからない

○　○　○　○　○　○

（３）判断の均質性について
（審査官間、物品分野間等）

満足 5　比較的満足 4　普通 3　比較的不満 2　不満 1　やり取りを行なった経験がない / わからない

○　○　○　○　○　○

（４）サーチ（先行意匠調査）の的確性について
（サーチ範囲、参考文献の過不足等）

満足 5　比較的満足 4　普通 3　比較的不満 2　不満 1　やり取りを行なった経験がない / わからない

○　○　○　○　○　○

（５）意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル
（意匠の認定の的確性、担当審査官の物品に対する知識等）

満足 5　比較的満足 4　普通 3　比較的不満 2　不満 1　やり取りを行なった経験がない / わからない

○　○　○　○　○　○

（６）面接、電話等における審査官とのコミュニケーション
（対応時の審査官の印象、態度等）

満足 5　比較的満足 4　普通 3　比較的不満 2　不満 1　やり取りを行なった経験がない / わからない

○　○　○　○　○　○

その他、意匠審査の質に関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄にご記入ください。
（上記２.（１）～（６）の項目で「１：不満」または「２：比較的不満」をご回答になった理由や、その他、ご意見・ご要望がございましたら、当欄に併せてご記入ください。）

| （２．に関する自由記入欄） |
| --- |
| |

３．ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願に対する我が国の審査の質全般についてどのように感じていますか。

| 満足 | 比較的満足 | 普通 | 比較的不満 | 不満 | 出願経験がない / わからない |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| （３．に関する自由記入欄） |
| --- |
| |

４．意匠審査の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、下記から選択してください。（複数可）
また、他国の特許庁より優れていると感じる点が特にない場合には、「特に感じる点はない」をチェックしてください。

- □ 実体審査の実施
- □ 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ
- □ 拒絶査定の記載の分かりやすさ
- □ 判断の均質性について
- □ サーチ（先行意匠調査）の的確性について
- □ 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル
- □ 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション
- □ その他の点（下記記入欄にご記入ください）
- □ 他国の特許庁で審査を受けた経験がない
- □ 特に感じる点はない

| （４．に関する自由記入欄） |
| --- |
| |

５．意匠審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ（複数可）、優れていると感じた点を記入欄に記入してください。
また、他国の特許庁の方が優れていると感じる点が特にない場合には、「特に感じる点はない」をチェックしてください。

- □ 米国特許商標庁（USPTO）
- □ 韓国特許庁（KIPO）
- □ その他（国名も記入欄に記載してください）
- □ 他国の特許庁で審査を受けた経験がない
- □ 特に感じる点はない

| （５．に関する自由記入欄） |
| --- |
| |

**【２】その他**

その他、ご意見・ご要望がございましたら、下記の記入欄にご記入ください。

| （自由記入欄） |
| --- |
| |

ご回答ありがとうございました。引き続き、B票のご記入をお願いいたします。
なお、A票について「無記名で回答する」を選択された場合はB票にお答えいただく必要はございません。仮にB票にお答えいただきますと、回答者が登録番号等から判明してしまうことがございますので、ご注意ください。

## 【Ｂ票】　特定の出願における意匠審査の質について

ここ１～２年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、審査の質に関してお答えいただける場合には、下記の枠内に出願番号または登録番号と、その意匠に係る物品をご記入の上、ご回答ください。

**＊ 出願番号または登録番号**　　**（意匠に係る物品）**

・上記出願の審査に対する評価に関し、下記【１】、【２】についてご回答ください。

**【１】担当審査官にも具体的な課題を把握させて、審査の質を向上させるため、回答内容を担当審査官にフィードバックさせていただきます。**

☐ **担当審査官へのフィードバック不可**

**【２】本件意匠出願に関する審査の質についてどのように感じていますか。**

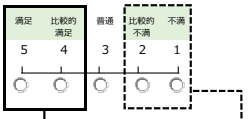


**「５」**または**「４」**にチェックをされた場合、
満足した点を以下の項目から選択してください。また、具体的な理由を下記の記入欄に記入してください(複数可、任意)。

- ☐ 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ
- ☐ 拒絶査定の記載の分かりやすさ
- ☐ 判断の均質性について
- ☐ サーチ（先行意匠調査）の的確性について
- ☐ 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル
- ☐ 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション
- ☐ その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。）

（記入欄）

**「２」**または**「１」**にチェックをされた場合、
１：具体的にどの手続きに不満があったのかをⅠ欄に記載の手続きから選択してチェックし（複数可）、
２：チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下のＡ～Ｋから選択してⅡ欄にチェックしてください（複数可）。
３：その具体的理由を下記の記入欄に記入してください。

| Ⅰ欄 | Ⅱ欄 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K |
| ☐ 拒絶理由通知 | ☐ | | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | | | ☐ | ☐ |
| ☐ 登録査定 | ☐ | | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| ☐ 拒絶査定 | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | | | ☐ | ☐ |

A：拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない
B：拒絶査定に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない
C：工業上の利用可能性、「意匠」に該当するか否か（第３条１項柱書）に関する説明が十分でない
D：新規性を欠いている理由についての説明が十分でない
E：創作性を欠いている理由についての説明が十分でない
F：創作性における判断の基礎となる資料が必要以上に多く提示されている
G：サーチ範囲・サーチ結果に不満がある
H：登録公報に掲載された参考文献が必要以上に多く提示されている
I：登録公報に掲載された参考文献が少なすぎる
J：面接、電話等における審査官とのコミュニケーションに不満がある
K：その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。）

（記入欄）

**ご回答、ありがとうございました。**